

## 多様な学習活動に向けた取組について

### 1 不登校の現状

不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくとも出来ない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたものを言います。明石市では、小学校での不登校児童生徒の割合は全国平均を下回っていますが、中学校では全国平均を上回っており、教育課題の一つとなっています。

不登校児童・生徒の割合(%)	小学校			中学校		
	全国	兵庫県	明石市	全国	兵庫県	明石市
28年度	0.48	0.38	0.37	3.01	3.15	4.00
29年度	0.55	0.52	0.47	3.38	3.63	4.50
30年度	0.70	0.65	0.51	3.80	4.30	4.51

### 2 適応教室の運営

適応教室とは、教育機会確保法第11条(学習支援を行う教育施設の整備等)の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する指導を行うために、教育委員会が学校以外の公的機関や学校の余裕教室等を利用して設置している施設のことです。

児童生徒の在籍校との連絡を取りつつ、個別カウンセリング、集団での活動、教科指導等をおこなっています。

令和元年10月25日文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、設置の目的から、「学校復帰を支援し、」という文言が削除され、「社会的自立に資することを基本とする。」ことのみが目的となりました。

#### (1) 明石市適応教室「もくせい教室」の運営

東部・西部2か所で、不登校生を受け入れ学習支援を行っています。通級人数は増加傾向にあります。

(通級人数) 平成28年度 23名 平成29年度 33名 平成30年度 40名

#### (2) 校内適応教室

各中学校に設置しており、心理的要因による不登校生徒、教室に入れなくなった生徒に支援・指導を行っています。

(利用人数) 平成28年度 115名 平成29年度 111名 平成30年度 111名

### 3 フリースクール等との連携(別紙資料1)

児童生徒の学習活動や心身の状況等の継続的な把握を行うために、訪問あるいは電話等において聞き取りを行うなどの連携を図っています。

本人や保護者より施設に通っていることの報告を受けた場合には、学校は本人・保護者にど

のような指導を受けているのかを聞き取り、また、施設に対し、どのような指導を行っているのかを聞き取ります。学校は、聞き取った調査書を市教委に提出し、それを受け取った市教委は、民間施設に赴き聞き取り調査を行った上で、学校へ回答書を返送します。このような手続きを経て、学校長が指導要録上の出席扱いについて判断しています。令和元年 10 月 25 日文科科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、出席扱いの要件から、「当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし」という文言がなくなっています。

また、市内小中学校の児童生徒が通所または入所しているフリースクール等の代表者と市教委との連絡会を毎年行っています。

#### 4 進路先について(別紙資料1)

不登校生徒(欠席30日以上)の年度別中学校卒業後の進路先

	公立			私立			高等専門 門学校	特別支 援学校	専修 学校	各種 学校	就職	それ 以外	合計
	全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制							
平成 28 年度	6.0%	20.5%	11.1%	15.4%	3.4%	13.7%	0.9%	3.4%	6.8%	1.7%	4.3%	12.8%	100.0%
平成 29 年度	2.3%	19.7%	11.4%	21.2%	0.0%	24.2%	0.0%	2.3%	3.0%	1.5%	3.8%	10.6%	100.0%
平成 30 年度	4.7%	19.3%	10.0%	12.0%	0.7%	34.7%	0.0%	2.7%	0.7%	1.3%	5.3%	8.7%	100.0%

#### 5 これからに向けて

本市では、『やさしい社会を』明石から』を目指すため、『SDGs』の理念を大切にして、誰一人取り残さない寛容なまちづくりを進めています。その理念は、不登校児童生徒に対しても同じであり、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは自己肯定感の低下を招くなど本人の進路や社会的支援のために望ましいことではないという認識のもと、不登校児童生徒の社会的な自立を目指す必要があります。そこで、これからについて以下のように考えます。

##### (1) 早期対応のための取り組みの充実

不登校の兆候に気付き、早期に対応できるよう「不登校予防のための早期対応システム」を充実させます。また、小中連携を活発化し、「中 1 ギャップ」の緩和を図ります。

##### (2) 自宅で学習できる教育支援のしくみの構築

(仮称)学びと育ち支援システムを導入し、ITを活用した教育支援により自宅での学習を行えるようにするなどの仕組みを構築していきます。

##### (3) 進路支援の充実

すべての生徒が、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指せるような支援を行っていきます。